

1. 重要な会計方針

活動計算書の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日、2017年12月12日最終改正NPO法人会計基準協議会）によっています

2. 事業別損益の状況

資料1-1 および1-2に記載

3. 活動計算書に関する注記

(1) 事業費と管理費の区分について

理事会及び総会に関するもの、事務局1名人件費、賃借料及びPC使用料等全体に係る費用を管理費、それ以外の経費を事業費として区分

(2) 差止請求事業と被害回復事業の按分について

・印刷製本費、会議費、通信運搬費、報償費、事務用品費、旅費交通費に係る費用を差止請求：被害回復=2：1（会議に要する時間）で按分

(3) 雑収益の明細について

(一社)エルピーガス振興センター懇談会出席謝金	11,000円
NPO法人新潟県消費者協会研修謝金年齢者等見守り促進事業	30,000円
適格消費者団体の実態調査に関する団体活動調査協力謝金	80,000円

(4) 当期における収益事業の収支構造

収入総額 (A)	22,432,583円
経費支出の合計額 (B)	16,795,507円
税引き前事業所得 (A) - (B)	5,637,076円
法人税等	1,312,400円
税引き後の当期正味財産増減額	4,324,676円

(5) 賃借料、PC使用料の按分方法について

・賃借料 非収益事業：収益(県委託)事業=79：100で按分（平米数による）
・PC使用料 非収益事業：収益(県委託)事業=2：5で按分（パソコンの台数による）

(6) 収益(埼玉県委託)事業について

・埼玉県委託事業に係る経費はすべて事業費に計上
・賃借料、PC使用料は、事業収入額により按分
・収益事業にかかる消費税は事業費・租税公課に計上し、総額は1,019,600円。消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 未収金の明細 埼玉県委託事業費のうちの一部 16,474,123円

(2) 前払費用の明細

AGODA COMPANY PTE.LTD.及びAgoda International Japan(株)に対する差止請求訴訟提起時の予納金（さいたま地方裁判所） 8,000円

ライフティ(株)共通義務確認訴訟提起時の予納金(さいたま地方裁判所) 6,000円

(3) 未払金の明細

適格・特定適格消費者団体認定更新の必用書類(住民票)取得費13名分 4,494円